



東京都教育相談センターだより

東京都教育相談センター Vol.21
東京都目黒区目黒 1-1-14
電話 03-5434-1984
ファクシミリ 03-3493-2293

いじめ特集
第7号

ネット上でのいじめの対策！その1

インターネットの掲示板の書き込みによって様々なトラブルが発生しています。今回は、掲示板への書き込みの具体的な事例を取り上げながら対策について考えます。

1 掲示板への書き込み

事例

A子さんは芸能人Zのファンが集まる掲示板(*)を利用して、ファン同士で情報交換などを楽しんでいました。その掲示板に、B子さんという人がよく出入りをするようになりました。



(*)掲示板(BBS)

その名の通り、誰かに向けての伝言や、様々な告知を行うためのインターネット上の掲示板のこと。

A子さんはB子さんと掲示板で楽しくやり取りをしていましたが、ある時、B子さんが冗談半分に「A子ちゃんは丸顔でブス！」と書き込みをしました。それを見たA子さんは腹を立てたことを、掲示板に書き込みました。B子さんは、「ごめん」とひとこと謝罪の書き込みをしましたが、A子さんはB子さんに「きちんと謝ってほしい」と返事を返しました。そのことがきっかけで、二人はお互いの悪口を書き込むようになり、とうとう掲示板上でケンカになってしまいました。

対策

掲示板やチャット(*)で悪口を書き込まれても、相手にしないようにします。もちろん悪口等を書き込むこともいけません。

誰でも手軽に楽しめるのがチャットの特徴です。しかし、ささいな冗談でもトラブルになることがあります。実際に会っていればお互いの表情や仕草で悪気がないことが分かりますが、文字だけのやり取りでは判断できません。ですから、掲示板やチャットに書き込む時は、注意深く言葉を選び、相手のことをよく考えて、書き込むように普段から注意します。また、たとえ誰かに悪口を書き込まれたとしても、原則として相手にしないことです。冗談だとしても、誹謗や中傷にあたる内容を書くと名誉毀損、信用毀損、侮辱罪などで訴えられることがあります。ひどい時には、脅迫罪になります。肉体的な暴力だけでなく、言葉も十分、人を傷つけてしまうことを学級でしっかり話し合うことが大切です。



(*)チャット

インターネットを通じてリアルタイムに文字ベースの会話を行うシステム。1対1で行うものや、同時に多人数が参加して行うものがある。

* 生徒たちがよく使用している掲示板があれば定期的に関覧することも必要です。



対策「書き込みの削除を依頼します」



「相手が見えないときは」

ネット掲示板やブログ(*)などでの個人の名誉棄損、プライバシー侵害が増加傾向にあります。一方、表現の自由も保障されなければなりません。この問題に対応するため、平成14年5月に施行されたのが「プロバイダー責任制限法」()です。制限法ではインターネット接続業者などが被害者の要請を受けて名誉棄損、プライバシー侵害、著作権法違反の恐れがある場合、書き込みを削除したり、書き込んだ発信者の情報を開示したりできます。削除には、他人の権利を侵害していると信じるに足る相当の理由がある書き込んだ本人に削除に同意するかを尋ね、七日以内に反論がない場合との条件があります。

接続事業者に掲示板の書き込み内容や被害状況などを申し立て、削除を要請します。事業者は権利が侵害されていると判断し、書き込みの削除に応じました。

書き込みの内容によっては、警察に相談をしたり、被害届を提出したりすることもあります。書き込みが削除されることもあり、証拠となるものが必要になるので、書き込み内容とログ(*)をプリントしておきます。

(*)ブログ

個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なサイトの総称。「Web log」(ウェブページの履歴の意味)

(*)ログ

掲示板でいうと書き込んであること全て。チャットでいえば発言の内容全てのこと。「私のログを削除してください」「過去ログを見て下さい」などと使用される。

(※)「プロバイダー責任制限法」とは、インターネット上で名誉を棄損されたり著作権が侵害された場合にプロバイダーが負う賠償責任の範囲や、発信者に関する情報開示を請求する権利を定めている。

「事業者が発信者情報開示を求めます」

「だれが書き込んだのか特定できませんか」

削除した後も、自分の写真がインターネット上に出回ったり、迷惑メールが多数送られてくる場合があります。

ネットでは接続されたパソコン1台1台に「IPアドレス」という識別番号が割り当てられ、大半の接続事業者は割り当てを記録、保存しています。IPアドレスが分かれば書き込んだ発信者を絞り込みやすく、損害賠償請求などの手掛かりとなる可能性があります。

しかし、接続事業者は中傷などの削除要請には応じる場合が多いですが、発信者情報開示には消極的です。情報開示で事業者が、発信者から訴えられる可能性もあるからです。そのため、法的な手続(裁判所による仮処分申請など)を求めるケースもあります。



「管理者を訴えることもできます」

サイト管理者が削除を拒んでいます

プロバイダー責任制限法施行以前は、表現の自由などとの兼ね合いもあり、接続事業者が書き込みを削除できるか否か判断が分かれる部分もありました。同法により、接続事業者などは被害者からの削除要請に応じての削除であれば、一定の要件に基づいて情報発信者からの賠償請求を免れられるようになりました。

一方で他人の権利が侵害されていると知りながら書き込みを削除しなかった場合、他人の権利が侵害されていると知り得たはずなのに削除しなかった場合には、接続事業者や管理運営者などの責任が厳しく問われることとなりました。

「家族会議 弁護士さん相談です！」日本経済新聞 H18,12,10 朝刊

「ファミリールール」心の東京革命推進協議会(青少年育成協会) H18,12 を参考